

東京都議会議長 尾 崎 大 介 殿

東京都知事 小 池 百合子 殿

東京都人事委員会委員長 青 山 佾

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、 一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙 第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、人事制度等について別紙 第3のとおり報告します。

目 次

別紙第1	職員の給与に関する報告(意見)
I	職員と民間従業員の給与比較・・・・・・・・・・・・1
П	生計費・雇用情勢・国家公務員の給与等・・・・・・・・7
Ш	給与改定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
IV	勧告実施の要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
別紙第2	職員の給与に関する勧告・・・・・・・・・・15
別紙第3	人事制度及び勤務環境等に関する報告(意見)・・・・・37
I	人材の確保と活用・・・・・・・・・・・・38
П	働き方改革と職員の勤務環境の整備・・・・・・・・・・43
Ш	公務員倫理の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・48
<u> </u>	